

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第89回

中国の倒産法(3)

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

2006年8月27日、中国において、「中華人民共和国企業破産法」(以下「新破産法」という)が公布され、2007年6月1日から施行されている。新破産法は、従来と異なり、国有企業、私営企業、外商投資企業等を問わず、全ての企業法人に等しく適用されるものであり、その内容も、「中華人民共和国企業破産法(試行)」(以下「旧破産法」という)等の従来の倒産関連法規に比べ、市場経済国に相応しい現代的なものに近づいている。中でも、管財人制度は旧破産法では採用されていなかったが、新破産法において採用されることになったため、破産財産の適切な管理・監督及び破産手続の適切な進行が期待されている。そこで、本テーマ3回目となる今回は、新破産法によって新しく採用されることになった管財人制度について関連規定等にも言及しつつ検討することにした。

1 管財人の意義、職責及び義務

Q1 新破産法では新しく管財人制度が採用されたと聞きましたが、管財人の役割とはどのようなものでしょうか。

A1 管財人の役割は、破産財産の管理・監督及び破産手続の進行等です。財産・印章・帳簿等の接收・管理、財産状況の調査・報告書の作成、取消権・取戻権の行使、破産財産の換価案・配当案の作成及び執行、破産者の抹消登記手続等、法で規定された管財人の各職責を果たすことによりその役割を全うすることになります。

(1) 管財人の意義

管財人とは、破産債権者に対する公平な財産分配を目的として破産財産の管理・監督を行い、破産手続を適切に進行させる役割を負う者をいうが、旧破産法においては、管財人制度は採用されておらず、人民法院が破産宣告後に清算委員会を設置し破産企業の接收・管理を行うものとされていた(旧破産法第24条第1項)。そのため、従来は、破産申立後から破産宣告前の段階における破産財産の管理を誰がどのように

行うか明確ではなかったが、新破産法では破産申立受理の裁定と同時に人民法院が管財人を指定するものとされたため(新破産法第13条及び第22条第1項)、破産宣告前の段階においても破産財産に対する適切な管理・監督が可能になった。

(2) 管財人の職責

管財人の主な職責は以下の通りである(新破産法第25条)。

- ①債務者の財産、印章、帳簿、及び文書等資料の接收・管理
- ②債務者の財産状況の調査、財産状況報告書の作成
- ③債務者の内部管理事務の決定
- ④債務者の日常支出及びその他必要な支出の決定
- ⑤債務者の営業を継続するか停止するかに関する第一回債権者集会招集前の決定
- ⑥債務者の財産の管理及び処分
- ⑦債務者を代表しての訴訟、仲裁若しくはその他の法的手続への参加
- ⑧債権者集会の招集の提案
- ⑨管財人が履行すべきであると人民法院が認めるその他の職責

この他、管財人には、破産財産に減少をもたらす債務者の行為等の取消権(新破産法第31条及び第32条)、債務者の財産等の取戻権等(新破産法第34条乃至第37条)が認められ、更に、債権表の作成(新破産法第57条)、再生期間中の債務者の財産管理の監督(新破産法第73条第1項)、破産財産の換価案の作成及び換価・売却(新破産法第111条)、破産財産の配当案の作成及び配当案の執行(新破産法第115条及び第116条)、破産手続終結裁定の請求(新破産法第120条)及び破産者の抹消登記手続(新破産法第121条)等の職責も規定されている。

(3) 管財人の義務

管財人は、人民法院に業務を報告し、債権者集会等の監督を受け、また、債権者集会に列席して、職務の執行状況を報告し、質問に答えなければならない(新破産法第23条)。

また、管財人は、勤勉に職責を尽くし、忠実に職務を執行することが求められ(新破産法第27条)、当該義務に違反した場合、人民法院により過料(過料の具体例については、後述3(3)を参照)に処され、債権者、債務者または第三者に損失をもたらした場合は賠償責任を負うものとされている(新破産法第130条)。

(4) 管財人の報酬

管財人の報酬の確定方法については、最高人民法院が規定するものとされており(新破産法第22条第3項)、それを受けて、同法院は、「企業破産案件の審理における

管財人報酬の確定についての規定」(2007年4月4日公布、同年6月1日施行。以下「報酬確定規定」という)を制定し、具体的な確定方法を定めている。

同規定によれば、管財人の報酬額は、債務者が最終的に弁済した財産価値の総額に基づき一定の比率(例えば、弁済額が100万元以下の部分についてはその12%以下、100万元を超え500万元以下の部分については10%以下といった形で規定されている)で計算した金額以下の範囲内で人民法院が確定しなければならないとされている(報酬確定規定第2条)。

このような基準に基づき決定された管財人の報酬は破産費用として(新破産法第41条第3号)、債務者の財産から共益債務(これらの具体的な内容については次回以降に言及する予定)よりも優先的に弁済されるものとされており、債務者の財産が破産費用の弁済に不足する場合は、管財人は人民法院に破産手続きの終結を申し立てなければならないとされている(新破産法第43条)。

2 管財人の指定

Q2 管財人になるには何か条件があるのでしょうか。また、管財人は、誰が、いつ、どのように指定するのでしょうか。

A2 管財人は、弁護士事務所等の社会仲介機構または当該機構の人員になることができますが、当該機構が当該破産案件と利害関係を有する等一定の場合には管財人になることができません。また、管財人は、当該破産案件を受理した人民法院が、破産申立受理の裁定と同時に、原則として、当該地域の社会仲介機構管財人名簿の中から指定することになります。

(1) 管財人の適格条件

管財人は、原則として、清算委員会若しくは弁護士事務所、会計士事務所、破産清算事務所等の社会仲介機構が担当するが、人民法院は、債務者の実情に基づき、関連の社会仲介機構の意見を聴取した後、関連の専門知識を備え且つ執務資格を取得している当該機構の人員を指定して管財人を担当させることができる(新破産法第24条第1項及び第2項)。

もっとも、社会仲介機構及び個人が以下の何れかに該当する場合、管財人を担当してはならないとされている(新破産法第24条第3項)。

- ①故意の犯罪により刑事罰を受けたことがある場合
- ②関連の専門執務証書を取上げられたことがある場合
- ③当該案件と利害関係を有する場合

④ 人民法院が管財人を担当するのは不適當であると判断するその他の状況がある場合

そして、新破産法を受けて規定された「企業破産案件の審理における管財人の指定に関する規定」(2007年4月4日公布、同年6月1日施行。以下「管財人指定規定」という)第23条及び第24条によれば、社会仲介機構及び個人等が以下の何れかに該当し、その忠実な管財人の職責の履行に影響を与える可能性がある場合、人民法院は、上記③(当該案件と利害関係を有する)と判断することができるとしている。

- (i) 債務者または債権者との間に未解決の債権債務関係がある場合
- (ii) 人民法院が破産申立を受理する前の3年以内に、債務者のために比較的固定した仲介サービスを提供したことがある場合
- (iii) 現在または人民法院が破産申立を受理する前の3年以内に、債務者、債権者の支配権を有する株主若しくは実際上の支配者であるか、またはあったことがある場合
- (iv) 現在または人民法院が破産申立を受理する前の3年以内に、債務者、債権者の財務顧問、法律顧問を担当しているか、または担当したことがある場合
- (v) 人民法院がその公正・忠実な管財人の職責の履行に影響を与える可能性があるとして判断するその他の状況がある場合
- (vi) (社会仲介機構が派遣する人員または管財人を担当する個人が)現在または人民法院が破産申立を受理する前の3年以内に、債務者、債権者の董事、監事、高級管理職を担当しているか、または担当したことがある場合
- (vii) (社会仲介機構が派遣する人員または管財人を担当する個人が)債権者または債務者の支配権を有する株主、董事、監事、高級管理職との間に夫妻、直系血族、三親等内の傍系血族または姻族関係がある場合

また、社会仲介機構及び個人が以下の何れかに該当する場合、人民法院は、上記④(その他の状況)があると判断することができる(管財人指定規定第9条)。

- (i) 執務、経営中の故意または重大な過失行為による、行政機関、監督機構または業界自主組織の行政処罰または規律処分を受けた日から三年を経過していない場合
- (ii) 違法の嫌疑がかかる行為により関連部門の調査を受けている場合
- (iii) 不適當な職務の履行または人民法院の指定を拒絶した等の原因により、人民法院に管財人名簿から除名されてから三年を経過していない場合
- (iv) 管財人を担当するために備えるべき專業能力が乏しい場合
- (v) 民事責任を引き受ける能力が乏しい場合
- (vi) 人民法院が管財人の職責の履行に影響を与える可能性があるとして判断するその他の状況がある場合

(2) 管財人の指定

管財人は、人民法院が、破産申立の受理を裁定すると同時に指定するが(新破産法第13条及び第22条第1項)、その具体的な指定方法については、最高人民法院が規定するものとされており(新破産法第22条第3項)、それを受けて、同法院は、上述の「管財人管理規定」を制定した。

同規定によれば、管財人は、原則として、人民法院が作成した当該地域の管財人名簿の中から当該案件を受理した人民法院により指定され(管財人指定規定第1条及び第15条第1項)、指定された管財人は正当な理由なく人民法院の指定を拒絶してはならないものとされている(管財人指定規定第28条第1項。正当な理由なく拒絶した場合の処罰等については、後述3(3)を参照)。

なお、管財人の指定は、原則として、当該地域の管財人名簿の中から行わなければならないが、商業銀行、証券会社、保険会社等の金融機構及び全国範囲で重大な影響があり、法律関係が複雑で、債務者の財産が分散している破産案件の場合、他の地域の人民法院が編成した管財人名簿の中から管財人を指定することができる(管財人指定規定第15条第2項)。

また、人民法院は、原則として、社会仲介機構を管財人として指定しなければならないが(管財人指定規定第16条)、事実が明らかであり、債権債務関係が簡単で、債務者財産が比較的集中している破産案件については、個人を管財人と指定することも可能である(管財人指定規定第17条)。

もともと、個人が管財人を担当する場合は、執務責任保険に加入しなければならないとされている(新破産法第24条第4項及び管財人指定規定第8条第4号)。

(3) 管財人名簿

管財人名簿は、高級または中級の人民法院により、社会仲介機構管財人名簿及び個人管財人名簿に分けて作成されるが(管財人指定規定第2条)、その作成手続は以下の通りである。

まず、(1)で上述した管財人の適格条件に合致する社会仲介機構及び関連の専門知識を備え且つ執務資格を取得している人員が、必要資料を準備のうえ所在地の管財人名簿を作成する人民法院に管財人名簿への編入を申請する(管財人指定規定第3条乃至第8条)。

次に、当該人民法院は、専門の審議委員会を組織し、管財人名簿に編入する社会仲介機構及び個人のリストを決定し、当該審議委員会の審議結果に基づき、管財人初審名簿を確定する(管財人指定規定第10条)。

そのうえで、当該管財人初審名簿は現地のメディアを通じて10日間公告され、異議が出されずに公告期間が満了した場合、人民法院は管財人名簿を審査・決定し、且つ

全国区のメディアを通じて公布し、同時に最高人民法院に報告して記録されることになる(管財人指定規定第11条及び第12条)。

3 管財人の更迭及び辞職

Q3 債権者が、当該管財人が当該破産案件を処理するのに相応しくないと判断する場合、当該管財人を更迭することは可能でしょうか。

A3 個々の債権者が直接管財人を更迭することはできませんが、債権者集会は管財人の更迭を決議し、人民法院に管財人の更迭を申し立てることができます。その上で、人民法院が当該申立に理由があると判断した場合、当該管財人は、人民法院により更迭されることとなります。

(1) 管財人の更迭

債権者集会は、管財人が法に従い且つ公正に職務を執行できないまたはその他職務に堪えない事由があると認める場合、人民法院に更迭を申し立てることができる(新破産法第22条第2項)。

債権者集会は管財人の更迭を決議のうえ人民法院に対して書面で申立を行い、人民法院は当該申立を受領後、管財人に対して2日以内に書面による説明を行なうよう通知し、そのうえで申立受領後10日以内に、当該申立の理由が成り立つか否かを決定しなければならない(管財人指定規定第31条及び第32条)。

人民法院は、管財人が以下の何れかに該当する場合、債権者集会の申立または職務により管財人の更迭を決定することができる(管財人指定規定第33条及び第34条)。

- ① 執務資格、執務許可証または営業許可証が取り消されまたは取上げられた場合
- ② 当該案件と利害関係を有する場合
- ③ 職務の履行に際して故意または重大な過失により債権者の利益に損害を生じさせた場合
- ④ (社会仲介機構が管財人の場合) 解散、破産事由が発生しまたは執務の責任及びリスクを引き受ける能力を喪失した場合
- ⑤ (個人が管財人の場合) 失踪、死亡または民事行為能力を喪失した場合
- ⑥ (個人が管財人の場合) 健康上の原因により職務を履行することができない場合
- ⑦ (個人が管財人の場合) 執務責任保険が失効した場合

(2) 管財人の辞職

一方で、管財人は、正当な理由なく職務を辞任してはならず、管財人が辞職する場合、人民法院の許可を得なければならない(新破産法第29条)。

人民法院は、正当な理由がない場合、管財人の辞職の申立を許可しないが、当該正当な理由の認定については、上記(1)の管財人を更迭する場合の理由①乃至⑦を参考にして適用することができる(管財人指定規定第35条)。

また、人民法院が管財人の辞職の申立を許可しないが、管財人がなお辞職に固執し且つ管財人の職責を履行しない場合、人民法院は管財人の更迭を決定しなければならない(管財人指定規定第36条)。

(3) 管財人の更迭及び辞職等に伴う罰則等

社会仲介機構または個人の管財人に下記①乃至③の何れかの事情がある場合、管理人名簿を作成した人民法院は、当該社会仲介機構または個人の管財人への就任を1年乃至3年間停止しまたは管財人名簿から除名することができる(管財人指定規定第39条第2項)。

更に、下記①または②の事情がある場合、人民法院は、社会仲介機構が管財人の場合は5万元乃至20万元、個人が管財人の場合は1万元乃至5万元の過料を決定することもできる(管財人指定規定第39条第1項)。

①人民法院が管財人の更迭を決定した後、旧管財人が新管財人への関連事務の引継ぎを拒否する場合

②辞職申立が人民法院に許可されなかったが、管財人がなお辞職に固執し且つ管財人の職責を履行しない場合

③正当な理由なく人民法院の管財人の指定を拒絶した場合